

令和 6 年度 第 2 回

玉野市国民健康保険運営協議会資料

(令和 6 年 8 月)

玉野市

市民生活部保険年金課

目 次

○諮問事項（玉野市国民健康保険条例 罰則規定の改正）-----P 1

○報告事項（国民健康保険料の徴収猶予の取り扱い）----- P 2

○諮問事項（玉野市国民健康保険条例 罰則規定の改正）

1 条例改正の趣旨

現在、国民健康保険法第 127 条第 1 項において、市町村は保険料を長期間滞納している者で被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対し 10 万円以下の過料を科する規定を設けることができると定めてられており、本市国民健康保険条例第 28 条において同様の罰則規定を定めている。

従来の健康保険証からマイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）を原則とする仕組みに移行することに伴い、現行の被保険者証が発行されなくなることにより、国民健康保険法第 127 条第 1 項から被保険者証の返還に応じない者に対する罰則の既定が削除されることとなったため、同項に基づく玉野市国民健康保険条例からも同規定を削除するもの。

2 資格確認書の返還に応じない者に対する罰則

（1）資格確認書とは

マイナ保険証を原則とする仕組みに移行することにより、令和 6 年 12 月 2 日から現行の被保険者証が発行されなくなることに伴い、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っていない者に発行されるもの。現行の加入者証と同様、加入者記号番号や氏名、生年月日、性別、保険者名、保険者番号等が記載され、資格確認書で医療機関等を受診することができる。

（2）国民健康保険法等の法令における罰則の取り扱い

①被保険者証の廃止に伴い、被保険者証の返還に応じない者に対する 10 万円以下の過料規定が削除される。

②現行の保険料の滞納に係る被保険者証の返還と同趣旨で、保険料を滞納している世帯主に対しては資格確認書の返還を求める規定が設けられる。

③ただし、②の資格確認書の返還に応じない者に対する過料規定は国民健康保険法では設けないため、罰則規定を設ける市町村にあっては、地方自治法に基づく罰則規定を独自に設けることになる。

（3）本市での取り扱い（案）

本市においては、現状として上記事由による被保険者証の返還を求めておらず、更新時に通常の被保険者証に代わる短期証や資格証明書を発行する取り扱いとしている。また、マイナ保険証移行後は、滞納者のうちマイナ保険証利用登録者と利用登録していない資格確認書発行者との公平性が保てないため、資格確認書の返還に応じない者に対する罰則は設けないこととする。

3 改正（案）

保険料の滞納に係る被保険者証の返還に応じない者に対する罰則の規定を削除する。

○報告事項（国民健康保険料の徴収猶予の取り扱い）

1 国からの通知

今般、各都道府県及び市区町村の生活保護部局において、急患等として医療機関を受診した国民健康保険の被保険者に対し、生活保護（医療扶助）の開始を職権で決定した後、当該者に資力があることが判明し、生活保護の廃止を行うとともに、当該者に対して治療等に要した医療費の全額を返還請求する事案が生じている。

こうした事案の発生を未然に防止するため、国から「国民健康保険及び後期高齢者医療制度における急患等に被保険者に係る一部負担金及び保険料（税）の徴収猶予の取り扱いについて」（令和6年7月4日付け厚生労働省通知）にて、生活保護部局と医療保険部局が適切に連携し、当該者において職権で生活保護（医療扶助）の開始を決定する代わりに、一部負担金及び保険料の徴収を猶予するものとする取り扱いが示された。

なお、保険料の徴収猶予については国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定により、条例の定めるところにより、災害や病気、事業の休廃止などによって、保険料を一時的に納付することができないと認められる場合に、申請に基づいて納付が猶予される制度とされており、今回、国から条例参考例が示されたものである。

2 ポイント

①国による条例参考例

現行

「市（区、町、村）長（管理者）は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によりその納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月（何箇月）以内の期間を限って徴収猶予することができる。」



改正

「市（区、町、村）長（管理者）は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によりその納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月（何箇月）（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）以内の期間を限って徴収猶予することができる。」

②玉野市国民健康保険条例

現行

（徴収猶予）

第24条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合に

おいては、その申請によりその納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内の期間を限って徴収猶予することができる。」

- (1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
- (2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。
- (3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
- (4) 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

※玉野市では現行条例において猶予期間は「1年以内」となっており、改正後の条例参考例のただし書き期間と同じ。

3 本市の方針

上記により、本市の現行条例において改正後の条例参考例の内容を包含しており、国通知の内容に対応可能である。また、改正後の条例参考例に合わせる改正を行った場合、原則の猶予期間が短縮され、被保険者に不利益な改正となるため、今回は市条例を改正しないこととする。